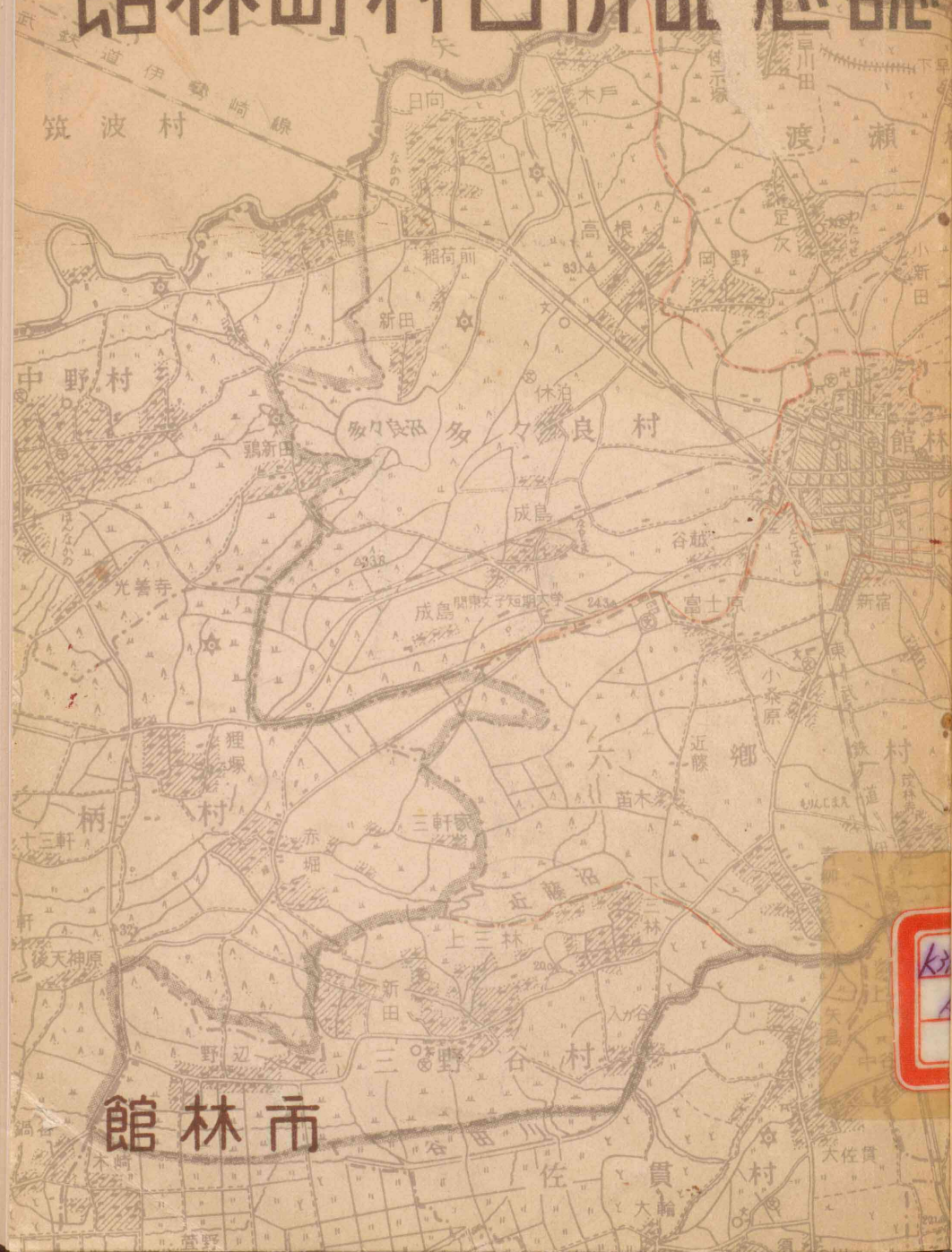


館林町村合併誌念誌



館林市

館林町村合併記念誌

館林町村合併記念誌

館林町村合併記念誌

館林町

序

合併促進法を俟つまでもなく、地方自治を能率的且つ合理的に運営するためには、人材の登用と規模の適正化を図ることは欠くべからざる喫緊事であり、これが実行は為政者に課せられた大きな使命であります。

合併問題に関しては数年来、県下一の人口密度を示し町勢力が飽和点に達した館林町に於て逸早く取上げられ、隘路打開の方策として産業及び地勢に密接な関係をもつ隣接六郷村と屢々折衝を行い、これが実現に努力したのであります。ところが種々の事情から沙汰止みの形となり、遂に市制実現は水泡に帰した訳であります。

ところが才十六国会に於て町村合併促進法が成立し、立消えになつていた市制問題が再び曙光を見るに至つたのであります。

勇気百倍した町議会は次の決議事項即ち

一、住民の負担軽減を図り財政力を強化する。
二、虚心坦懐誠意を以て新町村を建設する。

の二大スローガンを掲げ町内有力者の助力を得て、県試案に基く館林町外七ヶ村の合併促進の運動を展開したのであります。

幸い六郷、赤羽、大島、郷谷、多々良、三野谷、渡瀬の七ヶ村が時代の必然性を良く認識し、協力を惜しまず短期間のうちに理想的大合同が実現したことは寔に感激に堪えないところであります。

この記念誌は早急の間に筆を執り、編集に時日を藉し得なかつたため不備の点が多く完璧を期し得なかつたのは残念であります。何卒ご諒察を願います。

市制施行才一步を彩る小冊をご清鑑ねがい今後の御教示を懇請する才であります。

昭和廿九年四月一日

館林市長職務執行者

太田為治



郷谷村長
坂村輝



館林町長
太田為治



郷谷村議長
町田淳一



館林町議長
清水成郎



三野谷村長
岩崎喜平



六郷村長
栗原平三郎



赤羽村長
半田順一



大島村長
松本茂平治



三野谷村議長
金子米藏



六郷村議長
藤倉茂次郎



赤羽村議長
篠原久一郎



大島村議長
鈴木杲雄



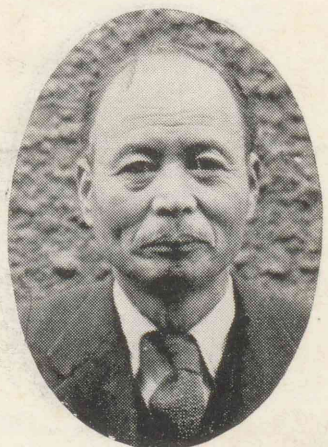
多々良村長
原 啓 藏



渡瀬村長
家 富 朋 作



多々良村議長
岡 部 馨



渡瀬村議長
川 島 初 男

館林町村合併記念誌

才一章 市制への機運

館林地方での市制施行の氣運は、古くから動いていた。

城下町として三百余年の歴史を持つ館林町は明治維新によりその中心を失つたといえ明治四十三年には、いち早く日清製粉株式会社を、同三十五年に上毛モスリンを創設、また同四十五年には東武鉄道を開通し、近代都市としての形態を着々整備し、人口もこの頃すでに二万を突破していたのである。

昔からこの地方は、上毛の穀倉と呼ばれる邑楽郡の中心に位置し、天文元年、赤井照光築城以来、あるいは榊原十五万石（天正十八年）元和元年）あるいは徳川二十五万石（万治三年）延宝八年）の居城として栄華を誇り、鶉織物に源を發する木綿織物の生産また盛んで代々裕福な町として、その名を知られてきたのであった。

館林町の膨張と、ともに、市制施行が企てられたのは当然である。

特に館林町は、人口二万三千、面積僅に二・七キロ、人口密度は、県下最高の八、五五二・七を示し、町の産業發展は、近接町村の協力なしには図ることが出来ないような状態にまでできていた。

また村側でも、その戸数の大半が町の外縁と軒を連ねているが行政区劃が違うため、道路の舗装、商業組織で同一歩

調がとれず、学童も、目の前にある町の学校へ入学できず遠い自村の学校へ通い、中には対外的な信用を増すため、地名に自村の名をつけず館林の名を借りる商店もある程だった。こうした状態にまで進んでいたため戦後、地方自治が真剣に考えられ始めてから、館林の市制施行も幾度か論議に上つた。特に分福茶釜で名高い隣村六郷村とは、度々交渉が持たれ、両町村に市制促進委員会を組織するまでになつたが農村部の反対強く、機未だ熟せず、その実現を見るに至らなかつたのである。

才二一章 町村合併促進法の施行

才十六国会で成立した町村合併促進法は、昭和廿八年十月一日から施行されたが、市制施行に行き悩んでいた館林町民にとつてこのことは大きな力となつた。

群馬県では、いち早く町村合併審議会をつくり、同年十二月二日、館林町、郷谷村、大島村、渡瀬村、多々良村六郷村、三野谷村、赤羽村からなる館林市の試案を発表した。

館林町でも十二月二十一日には、この運動を推進するため、在町有識者を総動員して町村合併委員会をつくつた。また町議会は次の決議を行い、町村合併に対する強い決意を表明したのである。

町村合併促進に関する決議

館林町議会は、町村合併促進法に基づき、新町村の建設により、その組織及び運営を合理的且つ能率的にし、真に

住民の福祉を増進するよう規模の適正化を図ることを積極的に推進し、もつて住民の要望に応え、地方自治本旨の顕現を期するため、次の事項を決議する。

- 一、住民の負担軽減を図り財政力を強化する
- 一、虚心坦懐誠意を以て新町村を建設する

昭和二十八年十二月二十一日

館 林 町 議 会

館林町町村合併委員会

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 会 長 | 清 水 成 郎 | (町 議 長) |
| 副 会 長 | 鈴 木 卯 一 | (町 助 役) |
| 〃 | 渡 辺 信 一 | (商店連合会長) |
| 常 任 委 員 | | |

中西健次郎(町議) 針谷莊吉(〃) 石川清(〃) 青山癸未二(自治会長) 遠藤仁之輔(教育委員) 布川英三(小学校長) 島田くら(婦人会長) 正田卯平(公平委員) 谷田川佐平(実業家) 谷 仁市(農業委員) 宮田伴次郎(実業家) 正田文右衛門(〃) 荒井民三郎(県會議員) 小林利二(東武鉄道館林運輸事務所長) 谷口三郎(神戸生糸株式会社館林工場長)

委員

島田由藏(町會議員) 佐藤年藏(〃) 西山勇太郎(〃) 吉田勘次(〃) 松本徳太郎(〃) 石井金治(〃) 堀越友三郎(〃) 家富慎五郎(〃) 野木村政雄(〃) 長谷川甚八(〃) 荒井徳次(〃) 中野勇(〃) 小林市太郎(〃) 佐藤留作(〃) 後閑千太郎(〃) 武川正四(〃) 村田佐吉(〃) 田部井福一郎(〃) 渡辺利三郎(〃) 小菅玉一郎(〃) 小野恒吉(〃) 諸岡忠三郎(〃) 卯月友二(〃) 林克二(〃) 長谷川正勝(〃) 田部井多門(〃) 前田愛三郎(区長協議会副会長) 落谷元雄(教育委員) 森田保三(〃) 近藤操(〃) 石川淑人(教育長) 小林英一(中学校長) 金子申(小学校長) 砂川三十(小学校長) 寺島凱(監査委員) 中島幸造(商工会議所会頭) 近藤真藏(消防団副団長) 小林富子(婦人会副会長) 橋本しか(〃) 毛塚茂平次(公平委員) 川島長平(〃) 早津武雄(才一銀行支店長) 太田正夫(足利銀行支店長) 新井英一(大同銀行支店長) 遠藤守三郎(信用金庫専務理事) 木村与之助(朝日新聞通信員) 小野田元華(読売新聞通信員) 金井宏也(毎日新聞通信員) 山田又四郎(産業経済新聞通信員) 和田佐也(上毛新聞通信員) 根岸吉男(地方事務所総務課長) 松田右一(郵便局長) 広瀬銀次郎(館林駅長) 唐鎌宗一(東武自動車事務所長) 吉沢利男(館林瓦斯社長) 鈴木要七(日清製粉館林工場長) 吉田健一郎(館林町収入役)

合併への町側の準備は、このように整い越えて廿九年に入る早々一月十三日、館林議会は招集され、正式に関係村へ合併申入れを行うことを決議した。

合併申入書

貴村及び、館林町は、従来より行政、経済文化の各面から密接不可分の関係にあり、町村合併促進法施行後、卓試案をもととして、邑楽郡町村合併促進協議会を中心として数次にわたり懇談を重ね、検討を加えつゝ今日に至りました。町村の規模能力を充実することは、時代の必然の要請であり為政者の職責と考察される次才であります。

町村の合併はたゞに一町村の発展を図るものでなく、あくまでも新たな郷土の建設であり、虚心担懐、速かなる大同団結によつて地方自治の基盤を強化し行政能力の向上と、財政力の強化を図ることこそ、眞の住民の福祉を恒久的に向上するものと確信致します。

よつて茲に貴村と合併いたしたく申込を致します。

昭和二十九年一月十三日

館林町長 太田為治
館林町議会議長 清水成郎

郷谷村長 坂村輝
〃 議会議長 町田淳一
大島村長 松本茂平治
〃 議会議長 鈴木杲雄
赤羽村長 半田順一
〃 議会議長 篠原久一郎

館林市図書館

六郷村長	栗原平三郎
// 議会議長	藤倉茂次郎
多々良村長	原啓藏
// 議会議長	堀越林吉
渡瀬村長	家富朋作
// 議会議長	川島初男
三野谷村長	岩崎喜平
// 議会議長	金子米藏

宛各通

太田町長、ならびに清水議長は、議決後直ちにこの決議文を携え、七ヶ村を訪問し、合併申し入れを行った。

一方合併委員会もこれに歩調を合わせ、村別に、あるいは団体連合会の線をたどつて、合併の折衝を開始したのである。

郷谷村 針谷莊吉、佐藤年藏、村田佐吉、小菅玉一郎、林克二、荒井徳次
 赤羽村 遠藤仁之輔、松田右一、松本徳太郎、野木村政雄、長谷川甚八、石川清、唐鎌宗一
 六郷村 鈴木卯一、島田由藏、石井金治、青山癸未二、正田文右衛門、正田卯平、吉沢利雄、武川正四

多々良村 田部井多門、諸岡忠三郎、小林利治、川島長平、毛塚茂平次、鈴木要七
 渡瀬村 宮田伴次郎、前田愛三郎、中野勇、家富偵五郎、寺島凱、谷口三郎、広瀬銀次郎
 三野谷村 長谷川正勝、小野恒吉、佐藤留作、卯月友二、落合元雄、吉田健一郎
 消防団 田部井福一郎、渡辺利三郎、近藤真藏
 婦人会 島田くら、小林富子、橋本しか
 商工会議所 中島幸造、荻野慶次郎
 農協 谷田川佐平、小林市太郎、後閑千太郎、谷仁市
 教育 堀越友三郎、石川淑人、小林英一、布川英三、金子申、砂川三十
 労務 中西健次郎、西山勇太郎、荒井民三郎

才三章 町村合併委員会の活躍

文字通り、町をあげての合併促進運動は開始された。

これを受け入れた村側でも、明治二十二年以来の村づくりを一応御破算にし、新しい規模による村づくりにつき真剣に考えはじめた。多くの危惧は、時代錯誤とし斥けられ、近代的農業経営に要する財政力、適正規模を得る手段としての町村合併は、大きな魅力と考えられるに至つた。各地では村民大会が開かれた。

一月十六日には、七ヶ村のトップをきつていちちはやく大島村が無条件合併の線を打ち出したのである。

昭和二十九年一月十六日

(八)

館林町長 太田 為治殿
館林町議会議長 清水 成郎殿

大島村長 松本 茂平治
大島村議会議長 鈴木 杲雄

合併申入に対する回答

本月十三日附を以つて、申入れに係る標記のことに關しては、貴町との合併については異議なく、町村合併促進法施行の趣旨に基き茲に回答致します。

太田町長を中心とする町村長側も、合併を促進する強い決意を固め、一月二十六日、合併後の基本的構想を練るため館林町外七ヶ村合併促進準備会を開き、各部会毎に新都市建設の青写真の作成にかゝつた。

館林町外七ヶ村合併促進準備員

会長 太田 為治 (館林町長)
副会長 松本 茂平治 (大島村長)
栗原 平三郎 (六郷村長)

才一部会長 総務 栗原 平三郎 (六郷村長)
才二部会長 財政 岩崎 喜平 (三野谷村長)
才三部会長 農業 原 啓藏 (多々良村長)
才四部会長 厚生 半田 順一 (赤羽村長)
才五部会長 土木 坂村 輝 (郷谷村長)
才六部会長 商工 松本 茂平治 (大島村長)
才七部会長 文教 家富 朋作 (渡瀬村長)

部会名	町村別	部員
才一部会総務	館林町	清水 成郎町田 淳一 鈴木 杲雄 篠原久一郎 栗原平三郎 石川 梅雄 岡部 馨 川島 初男
才二部会財務	郷谷村	卯一 岩上喜一郎 高山吉之文 半田 順一 (赤羽村長)
才三部会農業	大島村	為治岩上 泰治 鳥羽 冑治 山田 仁作 藤倉茂次郎 須永 讓原 啓藏 田沼 貞雄
才四部会厚生	赤羽村	中西健次郎 大出宇一郎 大竹幸太郎 半田 順一 阿部立太郎 金子 米藏 正田 金藏 野辺沼卯平
才五部会土木	六郷村	針谷 莊吉 坂村 輝 齋藤 三郎 齋藤 幾一郎 青木 栄藏 松沢 瀧藏 谷田部 光太郎 原 丈七郎
才六部会商工	三野谷村	渡辺 信一 坂村 昇 松本 茂平治 松本 林治 岡部 金藏 川島 熊吉 前原 貞雄 浜野清四郎
才七部会文教	多々良村	正田 卯平 岩上 弁一郎 高島 貞美 松本 平一郎 若江 佐太郎 石川 浦太郎 内藤 幸十 家富 朋作
	渡瀬村	

(九)

準備会は、七部会を中心に直ちに活躍をはじめた。

一月一日各部会は、館林町役場、地方事務所それぞれ部会を開いた。

総務部会は

新町村名、郷土建設の基本方針、町役場、支所出張所の統合方針、自治警察消防に関する事、基本財産の造成に関する事。

などを決めた。

同日、土木部会は、道路、橋梁、その他の土木施設の整備水道事業、自動車運送事業などのことを決めた。

この他商工部会、文教部会もそれぞれの立場で新館林市建設の構想を練つたのである。

ついで二月五日、総務部会のほか、財務、農業、厚生、土木、商工、文教の各部会は、町役場、織物組合で大要次の決定を行つた。

総務部会

一、各町村の報告によると各町村とも合併運動は順調な進捗をしている。

二、二月十五日に総会を開き協議会に切り替えること。また各町村とも二月十三日までに町村議会を開き協議会結成について必要な事項を議決する。

三、消防施設について

合併と同時に統合せず、現状のまま合併する。従つて名称は館林市消防団六郷支団才一分団というようになる。

現在の予算措置によつて消防車、その他器材など購入できるようにする。

財務部会

合併後の方針を次のように決める。

村民税

1 均等割 五万人以上は五〇〇円となるが、毎年一月一日現在をもつて課税することになつてゐるため、廿九年度は三〇〇円とする。

2 所得割 所得を基準とした均一課税が適当と思われるが、研究の要あり協議会で決定されたい。扶養家族の控除は三五〇円を適当とする。

3 法人税 均一課税が適当である。(一〇〇分の一五)

固定資産税 現在県から各町村に平均指示価格がある。合併により指示価格が一本化されるが、合併前と一本化された比率によつて按分することが適当である。

自転車荷車、電気ガス税は現行通り、財政五ヶ年計画を各部会の報告にもとづいてつくる。

農業部会

現在行つてゐる土地改良事業計画中の同事業は合併後も施行する

農協は、現在のまゝ存置し協議会を組織して連絡をとり、将来は合同する。

八日に組合長との協議会を開く。

農業委員会は現在通り当分存置する。

予算は前年度程度措置する。

六郷村正田農場を候補地に農事試験場を誘致したい。

厚生部会

国体開始町村は統合可能である。授産施設隔離病舎、その他完全なものとする。

土木部会

道路、橋梁その他土木施設の整備計画書を各町村から提出、この資料を検討したが、大きい予算措置が必要であるので十分な検討が必要である。

商工部会

既設の商工会議所の整備拡充をし、全地域に適用すると共に中小企業相談所、信用保証協会の拡充を期すると同時に市内全区域の商工関係者の利用できるようにし、商工の振興をはかること。

せん維工業、農産加工の発展を期するとともにその他の重要産業の工場誘致を用い、生産都市としてのびるようにする。

新区の市外電話の区域を市内通話できるようにし郵便の集配関係も、全市内同一集配局とするようにする。

その他特例を設けて大都市としての基礎をつくること。

文教部会

小中学校文化施設は現在のものを使い、新築増改築は行わない、小中学校の学区は、研究の要はあるが、現在通りとする青年団婦人会の統合は行わず、現状通りとして、連合体をつくる。

こうして各部会の活躍により新都市の設計図はできあがり、二月十五日には地方事務所で総会を開く段取りに至つた

第四章 促進準備会から促進協議会へ

館林町外七ヶ村合併促進準備会総会は二月十五日邑楽地方事務所で開かれた。

席上栗原副会長の経過報告について太田会長は、準備会としてのすべての任務を終えたので、すでにこの会を発展的に解消し協議会に切り替えたい、

旨提案した。これに対し多々良村長は、直ちに賛成意見を発表、全員異議なく承認、太田町長を仮議長に推し規約決定、会長に太田町長を選任した。会長は会長の職務代理人として大島村長、六郷村長を委嘱し議事に入つた。

館林市建設計画について

(案を朗読)

松本 合併の形式は原案では、市長選挙、その他をせねばならず煩雑をきわめる。館林町へ七ヶ村が編入するようにするとよい。

清水 市制施行後の市の円満をはかるため、館林は勿論、その他の村も合体合併として進んできたのだから合体合併を主張する。

原 合体合併に賛成する。

中西 当初の合体合併で進みたい。大島村長の意向には同感だが賛成できない。

会長 原案賛成者多数であるから原案通り決めたい。——全員異議なし。

正田(卯) 三十万以上の人口を有する都市以外では市営バス経営は採算とれない。計画案の市営じゅん環バスの運行をなす……を運行を研究すると訂正しよう。

半田 十三項の「楠承水溝事業に併行して」の字句を削除願いたい。

野辺沼 削除賛成。

浜野 十二項中多々良沼、城沼とあるが、多々良沼には水が少い上に現在何百町歩かかんがいに利用しておりこれ以上の水をとられることは困る。

会長 十二項の一を全文削除してはいかど。

野辺沼 河川に関する事項は、楠承水溝だけでなくことごとく研究すべきだ。

原 市制後は鶴生田川の浄化は必要だと思ふ。

会長 十二項の一を「河川改良事業に関しては充分研究して善処する」と訂正したいが。

——全員賛成——

中西 十の三を「運行を研究する」と訂正する。

会長 中西案のようにした。

——全員賛成——

会長 計画案全部についてはかり全賛成

協定書について

協定書案を朗読

栗原 特例にもとづき不均一課税の方法を採用すべきである。

岡部 現在の館林の課税として均一課税にした場合、合併前六郷のみが低い、合併により六郷のみが不利となる。不均一課税にすべきである。

岩崎 財務部会長として部会報告をする。この問題については研究を要するとして、結論を出さなかつた。大同団結のために均一課税が望ましいが、研究の必要がある。

中西 合併して税金が高くなることは望ましくない。均一課税を原則として、不均一を認めるべきであろう。事務局で立案させて協議会に答申するようにしては。

棚橋 私は不均一課税がよいとはいわない。特例は市民税に限らず、全部の税に適用する、原則として均一課税をなすべきだ。

岩崎 財務部会で研究したい。

会長 これは財務部会で研究する。また部会は準備会通り存続したい。

——全員賛成——

こうした熱心な討議にも拘らずいくつかの結論を出せない部分があったが、これは廿日邑楽会館で開かれた総会に持ちこされついに次の協議会規約、館林市建設計画、協定書の決定をみるに至つたのである。

館林町外七ヶ村合併促進協議会規約

第一章 総 則

(協議会の目的)

才一条 この協議会(以下「協議会」という)は町村合併促進を図るため町村合併に関する事務の管理及び執行につて各関係町村が相互に連絡調整を図ることを目的とする。

(協議会の名称)

才二条 協議会は館林町外七ヶ村合併促進協議会という。

(協議会を設ける町村)

才三条 協議会は左に掲げる町村(以下「関係町村」という)がこれを設ける。

- 一、館 林 町
- 二、郷 谷 村
- 三、大 島 村
- 四、赤 羽 村
- 五、六 郷 村
- 六、三 野 谷 村
- 七、多 々 良 村
- 八、渡 瀬 村

(協議会の担任する事務)

才四条 協議会は、左に掲げる事務の管理及び執行について連絡調整を図る。

- 一、町村合併を促進するため必要な調査に関する事項
- 二、町村合併促進法才六条才一項に規定する新町村建設計画の策定に関する事項
- 三、その他町村合併に関する事項

(協議会の事務所)

才五条 協議会の事務所は群馬県邑楽郡館林町大字館林二二九四番地館林町役場内に置く。

第二章 協議会の組織

(組織)

才六条 協議会は、会長及び委員五十五人をもつて組織する。

(会長)

才七条 会長は、関係町村長が協議して定めた町村長をもつてこれに充てる。

- 2、会長の任期は一年とする。
- 3、会長は非常勤とする。

(委員)

才八条 委員は関係町村の推薦する七人とする。

- 2、委員の任期は一年とする。但し補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3、委員は非常勤とする。

(会長の職務代理)

才九条 会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときは、会長が予め指定した委員が会長の職務を代理する。

(職員)

才十条 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という)の定数及び当該定数の各関係町村別の配分については関係町村長が協議により、これを定める。

- 2、各関係町村長は、前項の規定により配分された定数の職員をそれぞれ当該町村の職員の中から選任するものとする。

(職員の職務)

才十一条 会長は、職員の中から主任の者(以下「事務長」という)を定めなければならない。

- 2、事務長は、会長の命を受け協議会の事務を掌理する。
- 3、事務長以下の職員は、上司の指揮を受け協議会の事務に従事する。

才三章 協議会の会議

(協議会の会議)

才十二条 協議会の会議は、町村合併促進に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

才十三条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2、委員三分の一以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3、会議の開催の場所及び日時は会議に附すべき事件とともに、会長が予めこれを委員に通知しなければならない

(会議の運営)

才十四条 協議会の会議は、在任委員の半数以上出席しなければ、これを開くことはできない。

- 2、会長は、協議会の議長とする。
- 3、協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は協議会の会議で定める。

才四章 協議会の財務

(経費支弁の方法)

才十五条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、各関係町村が負担する。

- 2、前項の規定により各関係町村が負担すべき額は、各関係町村長が協議により決定しなければならない。
- 3、各関係町村は、前項の規定による負担金を会長指定の都度協議会に納付しなければならない。

(予算)

才十六条 協議会の予算は、前条才三項の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

(予算の調整等)

才十七条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調整し年度開始前に協議会の会議を経なければならぬ。

(出納及び現金の保管)

才十八条 協議会の出納は、会長が行う。

(協議会出納員)

才十九条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2、協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。

3、会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算)

才二十条 会長は、毎会計年度終了後二月以内に協議会の決算を作成し協議会の認定を経なければならぬ。

(その他の財務に関する事項)

才二十一条 この規約に特別の定があるものを除く外、協議会の財務に関しては、地方自治法の定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

才五章 補 則

(費用弁償等)

才二十二条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2、前項の費用弁償等の額及び支給方法は、規程でこれを定める。

(協議会解散の場合の措置)

才二十三条 協議会が解散した場合においては、各関係町村が協議によりその事務を承継する。この場合においては協議会の收支は、解散の日をもつて打切り、会長であつた者が、これを決算する。

2、前項の規定による決算は、事務を承継した各関係町村においてこれを監査委員の審査に付し(監査委員を置かない町村においては長が自らこれを審査し)その意見を附けて議会の認定に付さなければならぬ。

(協議会の規定)

才二十四条 協議会はその会議を経て、この規約に定めるものを除く外協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に關して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、昭和二十九年二月十五日から施行する。

館 林 市 建 設 計 画

一、新自治体名

館林市関係町村名

館林町、郷谷村、大島村、赤羽村、六郷村、三野谷村、多々良村、渡瀬村

合併の形式

合体 合併

二、新町村建設の基本方針

一町七ヶ村の大同団結により市制を施行し自治体の財政の強化と行政能力の向上を図り教育、産業、文化の向上と相俟つて住民福祉の増進につとめ機業を始め、既設工場を助長し好適の工場を誘致する。また農産業に通ずる工業都市として農村経営を合理化振興せしめ理想的都鄙共栄圏をつくと共に観光資源の開発による観光都市を建設する。

三、町村役場支所又は出張所の統合整備に関する事項

役場の位置

邑楽郡館林町大字館林二、二九四番地

役場建物の増改新築の方針

将来管内の建物転用又は財政の状況を勘案し市の中心部に新築する。

支所出張所の位置

当分の間次の支所を置く。

館林市郷谷支所

郷谷村大字当郷甲二一六番地

館林市大島支所

大島村三、九一六番地

館林市赤羽支所

赤羽村大字羽附一、五三八番地の二

館林市六郷支所

六郷村大字新宿六七番地

館林市三野谷支所

三野谷村大字上三林五九六番地

館林市多々良支所

多々良村大字高根六一四番地

館林市渡瀬支所

渡瀬村大字足次甲一七六番地

支所、出張所の増改新築の方針

現在のまゝとする

支所、出張所で行う事務

戸籍住民登録に関する事務

配給に関する事務市税その他の収入に関する事務

その他住民に直結せる簡易な事務

四、小学校中学校その他教育文化施設の統合整備に関する事項

小学校の位置

館林北 小学校	館林町大字館林一、九七六番地の一
館林南 小学校	館林町大字谷越二六五番地
館林東 小学校	館林町大字館林三八一番地
郷谷 小学校	郷谷村大字当郷二二一番地
大島 小学校	大島村四三五五番地
赤羽 小学校	赤羽村大字羽附乙一五六五番地
六郷 小学校	六郷村大字新宿五一番地
三野谷 小学校	三野谷村大字上三林五九九番地
多々良 小学校	多々良村大字高根甲六一五番地
渡瀬 小学校	渡瀬村大字足次一七二番地

小学校々舎増改新築の方針

児童数環境等を考慮し実情に即するよう考究する。

小学校の学区

現状のまゝとし逐次改める。

中学校の位置

館林 中学校	館林町大字館林二、〇二三番地
郷谷 中学校	郷谷村大字当郷二一八番地
大島 中学校	大島村四、四二七番地
赤羽 中学校	赤羽村大字赤生田一、九五六番地の一
六郷 中学校	六郷村大字新宿八五番地の一
三野谷 中学校	三野谷村大字上三林五七九番地
多々良 中学校	多々良村大字高根一、四一七番地
渡瀬 中学校	渡瀬村大字足次三九一番地

中学校々舎の増改新築の方針

町有女子高校分教室を転用して中学校分教室を増設する。

中学校の学区

現在のまゝとし逐次改める。

公民館の統合整備に関する事項

館林公民館を整備する。

図書館の整備統合に関する事項

館林図書館を整備する。

五、自治体警察に関する事項

自治体警察は設置しない。

六、消防施設の統合整備に関する事項

消防器材器具の統合整備に関する事項

消防器材器具は現在のまゝ存置する

消防団の統合整備に関する事項

常備消防を強化充実する。消防団は統合し各町村消防団を支団とし以下分団制として再編成する。

七、病院診療所隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項

診療所の統合整備に関する事項

渡瀬、郷谷、大島、赤羽、多々良診療所を拡充整備する。

隔離病舎の統合整備に関する事項

現在の病舎を整備し患者輸送用自動車を購入する。

墓地、火葬場、じんかい処理場その他の衛生施設の統合整備に関する事項

火葬場を直営として整備する。ふん尿処理対策を実施する。じんかい焼却場を整備する。

八、授産施設保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項

授産施設の統合整備に関する事項

多々良授産所を整備充実し更に既存建物の転用整備又は新築により中心部に一ヶ所を設置する。

保育所の統合整備に関する事項

館林、六郷保育所を整備し更に数ヶ所を新設する。

公営住宅公園運動場その他厚生施設の統合整備に関する事項

公営住宅公園運動場養老院を拡充整備する。

九、道路、橋梁、トンネルその他の土木施設の整備に関する事項

道路の整備に関する事項

主要幹線の改修整備をなす。

十、水道事業自動車運送業その他公営企業に関する事項

水道事業に関する事項

館林町で設計済の上水道を強力に推進する。

将来下水道計画を実施する。

ガス事業に関する事項

ガス施設が新区域全域に普及される如く助成する。

自動車運送事業に関する事項

道路網の完成を図り市営じゆん環バスの運行を研究する。

公益質屋に関する事項

公益質屋の拡充を図る。

十一、基本財産の造成に関する事項

財産營造物及負債の帰属並に処分方法

財産營造物及負債の一切を統合し館林市に帰属せしめ基本財産の造成を図る。

十二、前号までに掲げるものゝ外町村合併の目的を実現するために必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項

河川に関する事項

河川改良に関しては充分研究して善処する。

土地改良に関する事項

計画及実施中にかゝるものゝ速かな完成を図る。

都市計画に関する事項

新市域に適合せる都市計画を樹立強力に推進する

その他建設事業に関する事項

六郷村小桑原正田農場に農事試験所を設置する。

十三、本年度及び爾後五ヶ年度の年度別財政計画

省 略

十四、その他

青年団の統合に関する事項

現状の在り方を当分継続して連合組織体とする。

婦人会の統合に関する事項

現状の在り方を当分継続して連合組織体とする。

農業協同組合その他協同組合の統合に関する事項

農業協同組合、農業共済組合は現在のみとし協議会を設置して将来統合する。

商工団体は大同団結する。

館林町外七ヶ村合併に伴う協定書

この協定は館林町、郷谷村、大島村、赤羽村、六郷村、三野谷村、多々良村、渡瀬村を廃止し昭和二十九年四月一日を期して新に館林市を設置するに際して策定する新町村建設計画に準じ新町村建設計画事項以外の事項につき協定するものとする。

昭和二十九年二月二十日

一、議員定数及び選出に関する事項

- 1、関係町村議會議員は引続き昭和三十年三月三十一日まで在任する。
- 2、任期満了後の一般選挙における議會議員の定数は三十六人とする。
- 3、議會議員の一般選挙に当つては条例により小選挙区制を実施する。

二、職員的身分取扱に関する事項

町村長議長をもつて審議機関を設置し行政關係及び職員的身分取扱並に配置等につき検討するものとする。

三、自治功勞者の表彰に関する事項

審議機関に於て協議するものとする。

館林町長	太田為治
郷谷村長	坂村輝
大島村長	松本茂平
赤羽村長	半田順一
六郷村長	栗原平三郎
三野谷村長	岩崎喜平
多々良村長	原啓藏
渡瀬村長	家富朋作

四、行政区画に関する事項

昭和二十九年四月一日館林市設置と同時に施行する行政区画及び名称は次の通りとする。

- 1、行政区画は当分の間現在のまゝとし旧町村における大字を以つて新市の大字とする。
- 2、本項により四月一日より施行する新市の行政区画（大字）の名称は左の通りである。

館林市大字館林	館林市大字田谷	館林市大字松原
館林市大字谷越	館林市大字四ツ谷	館林市大字小桑原
館林市大字成島	館林市大字羽附	館林市大字堀工
館林市大字当郷	館林市大字赤生田	館林市大字青柳
館林市大字新当郷	館林市大字新宿	館林市大字近藤
館林市大字入ヶ谷	館林市大字木戸	館林市大字上早川田
館林市大字下三林	館林市大字日向	館林市大字傍示塚
館林市大字上三林	館林市大字足次	館林市大字岡野
館林市大字野辺	館林市大字大新田	館林市大字大島
館林市大字高根	館林市大字早川田	館林市大字大街道

- 3、将来旧館林町における小字を整理統合し大字を廢して小字名を以つて新市の町名若しくは区名とする。
- 4、旧町村における大字を検討し大字名を以つて新市の町名若しくは区名とする。

例 館林市連雀町

館林市新宿町

館林市四ツ谷町

館林市羽附町

館林市入ヶ谷町

館林市日向町

館林市傍示塚町

五、市税賦課に関する事項

昭和二十九年四月一日より課する市税は新条例設定までの間左の事項を除き館林町税条例の定めるところによるものとする。

1、市民税

昭和二十九年に於て課する均等割は三百円とする。

所得割は均一課税とする。

但し旧六郷村に対しては昭和二十九年に限り不均一課税（一町六ヶ村の前三ヶ年平均税率と六郷村前三ヶ年平均税率との差額の割合の二分の一の額を新税率より減ずる税率）を認める。

所得割の扶養軽減額は一人参百五拾円とする。

法人税割は制限税率によるものとする。

2、固定資産税

税率は均一課税とする。

昭和二十九年における評価額は県より各旧町村に指示された額によるものとする。

昭和三十年度以降の評価額は新市に一本で指示されても旧町村に指示された昭和二十九年の額を基準として

比例按分するものとする。

3、物件鑑札については新市設置後速かにつけ替えを行うものとする。

六、国民健康保険に関する事項

1、未開始の旧六郷村、三野谷村は速やかに態勢を整え合併後直ちに開始するものとする。

2、昭和二十九年四月一日より新市に於て実施する国民健康保険は旧館林町に於て施行の条例規則の定めるところにより実施するものとする。

七、農業委員会及び農業関係団体の統合整備に関する事項

1、農業委員会は知事の認可を得て当分の間現在のまゝとする。

2、各農業協同組合に市の支金庫を設置するものとする。

3、農業行政の円滑を図るため農業関係機関の協議会を設置するものとする。

八、商工振興に関する事項

1、関係機関と連絡協議の上商工会議所の整備拡充を図りこれを新市域に適用すると共に中小企業相談所に信用保証協会の拡充強化により商工関係者の利用を助長し商工の振興をはかるものとする。

2、商工振興の一かんとして繊維工業並に農産加工業を助長すると共に重要産業工場の誘致を図り生産都市としての伸張対策を行うものとする。

3、関係機関と連絡協議の上商工発展の基礎となる道路の拡張整備を実施すると共に電報電話局の新築と併行して

無通話部落の解消を期し新市域の市内電話の実現を図るものとする。
尚郵便の集配区域についても新市域を同一とする如くする。

- 4、新市域の商工業の發展育成をはかるため限り諸種の特例を設け大都市としての基礎をつくるものとする。
- 九、その他

本協定事項に定めるもの、外尚必要の協定事項については合併関係町村長議会議長が協議して定めるものとする。

才五章 館林市設置を議決

新市発足の準備はこのようにしてできあがつた。協議会では、

- 一、館林町、郷谷村、大島村、赤羽村、六郷村、三野谷村、多々良村、渡瀬村を廃止し館林市を設置する。此分を知事に申請することについて
- 二、合併に伴う財産処分に関する協議について
- 三、議会議員（新館林市）の任期について
- 四、館林市建設計画について
- 五、館林町外七ヶ村合併に伴う協定についての議案につき二月二十三日一斉議決を行うことを申し合わせた。

二十三日各町村では、これに基づき議会を開いた。

館 林 町

議長（清水） 出席議員二十四名定足数に達しておりますので只今から臨時町議会を開会致します。会議に入る前に

お諮りしますが議事録署名議員は議長の指名で異議がありませんか。

（「異議なし」の声多し）

御異議ありませんので才三番西山勇太郎、才六番松本徳太郎議員を指名いたします。

では議案才十号より才十四号迄を一括上程いたします。

（次いで書記全議案を朗読）

議長（清水） 町長に提案理由の説明をもちめます。

参与（町長） 議案才十号は一町七ヶ村を廢し館林市を設置することを知事に申請することでありますが、想えば明治二十二年町村制施行以来六十余年館林町が二十年前から懸案としていた市制施行を宛も昨年十月施行された

町村合併促進法の趣旨に則応して実現させようとするものであります。

法施行後七ヶ月議員町民各位の絶大なる理解協力によつてさきに決定せられた都市計画区域を遙かに上廻り、陽春四月一日を期して五万五千の館林市の生誕をみられることになりましたことは全く感激にたえません。

関係村においても本日一斉議案を招集して本案を議決する運びになつておりますが永年に亘る村の伝統を破つ

て館林市に統合する村民各位の熱意に対しては深く敬意を表するものであります。

町有史以来の大革新であり、この機会に改めて各位に感謝を申上る次才であります。

何とぞ慎重御審議の上速かなる可決をお願い致します。議案才十一号より才十四号議案については合併に伴う財産処分の方法、議会議員の任期、館林市建設計画、協定事項等何れも合併促進協議会の決定或は協定に基づく事項を提案した次才であります。以上簡単でありますが提案理由を説明申上げました。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（清水） 議案は関連事項であり協議会でも御審議願っているので審議は一括審議で御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多し）

異議がありませんので一括審議をお願いいたします。

では全議案につき御意見をとめます。

三番（西山） 議案才十四号の協定事項は合併後市に対して拘束力をもつかどうか承りたい。

議長（清水） 町長の答弁をもとめる。

参与（町長） 建設段階に於ける協定であり夫々の事柄は新市議会で審議されるので拘束されるものではないと思う

三番（西山） 参考程度のものとしてよいか。

参与（町長） 関係町村の協定するものであり重要なことなので単なる参考とはいえない。

十六番（中西） 才十号より才十四号までの議案については合併促進協議会で決定されたものであり内容についても

異議がないので賛成する。合併後の要望としてはできる限り各村の融和を図り議員任期についても速かに改選するようにしたい。

議長（清水） 只今中西議員から全議案につき賛成の御意見がありました。他に御意見がなければ採決に入りたいと思えますが御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多し）

議長（清水） 御異議なしと認め議案才十号から才十四号までの議案につき賛成者の挙手をとめます。

（挙手全員）

議長（清水） 挙手全員でありますので全議案を可決致します。

以上を以て臨時町議会を閉会致します。

（時に午後一時三十六分）

郷 谷 村

議長 出席議員が定足数に達していますので議会は成立しています。

只今より才一回臨時会を開会致します。

まず会期を決定いたします。本臨時会は二十三日一日といたしますが、御異議ありませんか。

（賛成、異議なしの声あり）

議長 それでは一日と決定いたします。

次に会議録署名議員を決定したいと思いますが議長において指名いたしてよろしいでしょうか。

(賛成の声多し)

議長 御異議ないようですから指名いたします。

小暮儀一、原田照吉の両君にお願いたします。

次に地方自治法百二十一条の規定により村当局の出席を求めます。

議長 本日の議事日程を申し上げます。

本日は議案才八号より才十二号まで審議いたします。

議案才八号から才十二号まで一括上程いたします。

書記をして朗読せしめます。

(書記議案才八号より才十二号まで朗読)

議長 只今朗読いたしました各号議案に対し村長の説明を求めます。

村長 御説明いたします。

議案才八号は先の村議会において議決されました館林町外七ヶ村町村合併促進協議会規約により設立いたしました。合併促進協議会において色々調査検討の結果本年四月一日を期して一町七ヶ村を廃止し館林市を設置することに決定いたしましたので現町村を廃止致し館林市を設置いたすことを知事に申請するに当り議会の議決

を願う為提出いたしました。

議案才九号より才十二号までは合併するに当り現在各町村で所有している財産の処分方法及び現議員の任期並びに新市の建設計画それともなうところの協定事項等を定めるものであります。以上議案の概要の説明であります。具体的内容については過日の村合併委員会の折説明いたしてありますので議員各位にはおわかりのことと思っております。

議長 以上で各議案に対する当局の説明は済みましたが只今より三十分間休憩いたしたいと思います。御異議ありませんか。

(賛成の声多し)

議長 御異議ないようですから只今より十一時迄休憩いたします。

十時三十分—十一時〇分

出席議員休憩前に同じ

議長 再会いたします。

議案才八号より才十二号までの全議案につき討論採決いたします。

議長 飯塚(市)君。

飯塚 本日提出されました各議案につきましては今迄に数回行われました合併委員会や先程の当局の説明で充分納得出来ましたので全議案ともに原案に賛成いたします。

議長 只今飯塚(市)君より議案才八号から才十二号まで原案賛成という意見が出ましたが他にありませんか。

(異議なし、賛成の声多し)

議長 御異議ないようですから討論を打切り採決いたします。

議案才八号から才十二号まで原案に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員につき全議案原案可決と決定いたします。以上で本日の臨時会を閉会いたします。

早朝より有難度うございました。

十一時三十分

大 島 村

議長(鈴木) 議席につきこれより告示才十号をもつて招集の臨時村議会を開会いたします。

会議録署名議員三名を議長において指名いたしますがご異議ありませんか。

(全員異議なし)

ご異議がないものと認め五番大竹幸太郎、八番田沼吉郎、十三番田沼寅雄の三君を指名いたします。

尚会期を一日とし各議案の委員会附託を略し議事を進めたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(全員異議なし)

議長(鈴木) これより日程に入ります。

次に議案才十一号外六議案共いづれも関連がありますから一括上程議題といたします。

(書記議案を朗読)

議長(鈴木) つぎに提案者の説明を求めます 村長松本登壇し「各議案の内容につきましては去る二月二十日町村

合併委員会を開催の際議員諸君におかれましても全員出席した会場にて詳細に互り説明申上げましたので

にご承知の事と思っておりますので簡単にかいつまんで申し上げます。

各議案ともすでに承知の通り館林町外七ヶ村合併促進協議会が去る十五日結成され種々調査研究等もなされこ

こに関係町村とも廃村を決議いたし館林市設置の処分等の申請を知事に対しなすべくこゝに提案いたしました

なお追加更生予算につきましては町村合併に対する国庫支出金四四万二千五百円を歳入に見込み歳出としても

町村合併委員会費とし全額計上いたしましたものと説明する。

十三番(田沼寅) 議案才十五号協定書中議会議員の選挙区制に関する事項がありますが市長選挙の関係の場合につ

いて説明願います。

村長(松本) ご質問に対しお答えいたします。

この問題は議会議員の選挙を小選挙区制をもつて実施いたすべく協定いたしましたもので市長及び教育委員等の選

挙については全域を以つて実施するものである。

議長(鈴木) 他にご意見ありませんかと諮る。

(異議なしと呼ぶ者多数)

議長(鈴木) ご異議がないようですから採決いたします。賛成の者の起立を求めます。

(起立全員)

議長(鈴木) 起立全員です。よつて議案才十一号より才十七号の各議案は原案通り可決いたしました。

以上で提出された議案全部議了の旨を述べ村長に対しこの会議の状況につきましては追つて議事録の写を添え報告する旨を告げ閉会を宣しました。

午前十一時三十分

赤羽村

議長 議長席につき才三回臨時議會を開会する旨を述べる

時に午前九時三十分

議長 会期を一日議事参与に村長、助役、収入役さん議事録署名者に七番田村熊太郎さん、十八番半田貞雄さんを御指名いたしましたと思いますが異議ありませんか。

(全員異議なし)

議事参与	村長	半田順一
全	助役	松本平一郎

全 収入役 山田正三郎

議事録署名者 七番 田村熊太郎

全 十八番 半田貞雄

議長 才十三号議案を議に附します。議案の朗読をいたします。(書記朗読を了す)

議長 提案理由の説明をお願いします。

村長 助役をして説明せしめる旨を述べる。

助役 本案は町村の廃止分官に係る議案であります。自治法の定めるところに基き住民の意志のみではいけませんので議決を要するため提案いたしました次才であります。

議長 只今当局の提案理由の説明がありましたので御検討の上宜敷く決定をお願いします。

半田(貞) 本案は合併のため当然議決を要する問題と考えられますので原案に賛成したいと思います。

(賛成者多数)

議長 半田(貞)さんから原案賛成意見があり他にも賛成の方が多数と見受けられますので本案は原案の通り可決したいと思います。が異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長 全会一致原案賛成を戴きましたので原案を承認することに決定いたします。

議長 才十四号議案を議に附します。議案の朗読をいたします。(書記朗読)

議長 当局の説明をお願いします。

助役 一町七ヶ村が解体し市を建設する為それ〴〵所有財産を館林市に帰属せしめるため本案を提案した次才であります。

議長 只今当局の提案理由の説明がりましたが宜敷く御審議願います。

早川 申送り財産ほどの程度ありますか。

助役 総額一四、一九四、八九九円であり一戸当り一五、五八二円一人当り二、六一四円となっております。

早川 合併町村の内容は判つたら承りたい。

助役 関係資料によつて説明を了す。

早川 原案に賛成します。

議長 只今早川さんから原案賛成の意見がりましたが他に御意見がありませんか。

(原案賛成各所)

議長 原案賛成多数と認められますので原案の通り決定いたします。

議長 才十五号議案を議に附します。議案の朗読をいたします。

(書記朗読)

議長 提案理由の説明をお願いします。

助役 合併促進法才九条の特例に基き議員の任期について協議して一ケ年間在任する関係になつた次才であります。

議長 内容について御審議願います。

長谷川 本村のみ云々という訳には参りませんので原案を承認いたしたいと思ひます。

議長 長谷川さんから原案賛成の意見がりましたが他に御意見はありませんか。

(原案賛成の声各所)

議長 原案賛成多数でありますので本案は原案の通り決定いたします。

議長 才十六号議案を議に附します。議案の朗読をいたします。 (書記朗読を了す)

議長 当局の説明をお願いします。

助役 内容については昨日の合併委員会で説明した通りです。

議長 御意見を承ります。

半田(貞) 本案については助役さんの云われる通りよく承知しておりますので原案の通り承認したいと思ひます。

(同様意見多数)

議長 本案は異議ないものと認めて原案の通り決定いたします。

議長 才十七号議案を議に附します。議案の朗読をいたします。 (書記朗読を了す)

議長 当局の説明をお願いします。

助役 本案についても昨日合併委員会で説明した通りであります。建設計画書によつて大綱を定めてありますがその他の問題について本協定書によつて合併を促進して行く訳であります。

議長 宜敷く御審議を願います。

中里 既に承知しておりますので原案の通りで結構でしょう。

(四六)

(賛成意見多数)

議長 原案賛成多数と認められますので原案の通り決定いたします。

議長 以上で提出議案全部の審議を終りましたので本会議を閉ずることにいたします。

時に午前十一時五十分

六 郷 村

議長(藤倉君) 出席議員が定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。これより六郷村告示才六号をもつて招集された才二十八回臨時会を開会いたします。会議に先だち会議録署名議員を指名いたします。

才十七番(古茂田寂証)才十九番(瀬山利一)才二十番(阿部作太郎)の以上三君をお願いいたします。

議長 お諮りいたします。本臨時会の会期を種々の都合により本日一日にいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは会期を本日一日と決定いたします。

議長 これより日程に入ります。日程に示された議案才一号から才五号まで何れも関連がありませんので一括議題といたし、尙委員会付託を省略して全員審議により決定いたしたいと思っておりますがこれに御異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは一括議題といたします。書記をして議案を朗読いたします。

(吉田書記議案を朗読する)

議長 提案者村長(栗原君)より提案理由の説明を求めます。

村長(栗原君) 本日提案いたしました各議案については各町村の賛成により館林町外七ヶ村合併促進協議会が設立せられたことは既に御承知の通りであります。これが協議会において合併に伴う協定及び建設計画等の成案を得ましたので、これを群馬県知事に申請するについて本日こゝに各町村一斉に議会を招集して本案を提案いたすことになつたものです。よろしく御審議の上決定あらんことをお願いいたします。尙内容については助役より説明いたします。

助役(大塚君) 内容について詳細説明した。

議長 提案者の説明が終了しましたが昼食時限でありますので昼食のため一時休会いたします。

(時に午後零時三十分)

休 会

議長 議会を再会いたします。(時に午後一時三十分)

午前中当局より提案理由の説明がりましたがこれより質疑をお願いいたします。

才二十一番(野村君) 建設計画、土地改良に関する事項中実施中にかゝるものとは何を指しているのか伺いたい

(四七)

村長(栗原君) 実施中とは湿田単作改良事業で実施中のものと邑楽綜合開発による楠承水溝事業等を指すものと考えらる。

才十二番(荻野君) 五ヶ年の事業計画中県立農事試験場設置が取上げてあるが設置が確実に出来るのか伺いたい。
村長(栗原君) これについては確実に設置が出来るとは考えられないが、設置出来るよう極力努力する考えである。

議長 他に御質疑はありませんか。

才五番(荒川君) 本案については合併委員会等において慎重討議されて居るので諸君もよく承知いたして居る議題であり質疑もつきたことと考えられるから本案の採決を希望いたします。お諮り願います。

(賛成々々)

議長 才五番(荒川君) 議員説に賛成の声がありますので採決いたしましたと思いましたがこれに御異議ありませんか。

(異議なし)

議長 御異議がないようですから採決いたします。

一括上程いたしました議案才一号から才五号まで原案賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですから議案才一号から才五号まで一括原案可決いたしました。以上により議事全部終了いたしましたよつて議会を閉会いたします。
時に午後二時三十分

三野谷村

(午後一時四十分開議)

議長(金子) これより告示才一五号をもつて招集された才三回臨時村議会を開会いたします。会期の決定について運営委員の意見を求めたるに石川委員より一日をもつて会期とする旨協議の結果報告があり議長より議会に諮りたるに(全員異議なし)依つて会期一日と決定す。尙会議録署名議員を議長において指名いたしますが御異議ありませんかと述べれば(全員異議なし)依つて次の通り指名された。

才三番川島三津次、才九番荒川竜、才一五番石川梅雄

議長(金子) これより日程に入ります。

議案才一号より才一五号までは町村合併関係議案でありますので一括附議したいと思います但し御異議ありませんかと全員に諮りたる所(異議なし)

依つて議案才一号より才一五号まで一括附議する旨を述べ書記に議案の朗読を命じ終りて提案理由の説明を求めた。

村長 それでは才一号議案より説明申し上げます。

本案は合併により一町七ヶ村を廃止することを知事に申請するために提案した次才です。理由としては只今朗読の通りですが詳細については既に御存じのことと思しますので省略いたします。次に才一二号議案について

説明申し上げます。本案は促進法才二十三条にもあるように合併により本村が所有する財産一切を館林市設置と同時に引継ぐこととなりますので本村議会の議決を経たく提案した次才です。次に才一三号議案について説明いたします。本案は新館林市の設置に際し旧町村の議会議員の任期の件ですが促進法才九条才一項才一号に基きその任期を一年延長して昭和三十年三月三十一日まで在任するため提案した次才です。

才一四号議案才一五号議案については午前中本村合併促進委員会と同様な案を差上げ説明した通りであります以上議案才一号より才一五号まで御説明申上げましたが尙疑義の点がありますれば質問によりお答えします議長(金子) 只今村長さんから説明がありました但し尙御質問がありましたらお願いいたしますと述べた。

才一五番(石川) 只今説明のありました才一号議案より才一五号議案については既に一町七ヶ村合併促進協議会で審議されたものであり、その内容については全部本村合併促進委員会でも報告されており承知しておりますので私は賛成いたします。

才一番(萩原) 原案賛成と呼ぶ。

才三番(川島) 賛成〜と呼ぶ。

議長(金子) 多数賛成の声がありますので議案才一号より才一五号まで採決しますと述べれば(全議員賛成々々) 依つて議案才一号より才一五号まで原案可決を宣告した。続いて議案才一六号を附議する旨を述べ書記に議案の朗読をさせ終りて提案理由の説明を求めた。

村長 本案は宇西ノ谷地区の土地改良事業を計画中でありますがこれに対する分担金の賦課徴収を要しますので提案

した次才です。

議長(金子) 本案について御不審の点がありましたら御質問願いますと述べた。

才一番(萩原) 本案について検討したところ適切でありますので原案賛成いたします。

才三番(川島) 原案賛成。

議長(金子) 只今原案賛成の声がありましたので裁決しますと述べれば(全員賛成)

依つて原案可決を宣告した。次に議案才一七号を附議する旨を述べ書記に議案の朗読をさせ終りて提案理由の説明を示めた。

村長 本案は議案才一六号と関連した問題であり冷害対策による西ノ谷地区の土木工事として客土を実施したく提案したものです総経費九十六万三千円です。個人分担金は四十八万一千五百円です。その内長期融資によるものが三十八万円です。他は県費補助となるわけです。分担金賦課の対象は受益者となります。尙質問があればお答えします。

議長(金子) 本案について御質問がありましたらお願いいたしますと述べれば、

才一五番(石川) 本案も誠に適切な工事計画でありますので原案に賛成します。

才一番(萩原) 原案賛成。

議長(金子) 只今才一五番才一番より原案賛成の声がありますので裁決しますと述べれば(全員賛成)

依つて原案可決を宣告す。続いて才一八号議案を附議する旨を述べ書記に議案の朗読を命ず。終りて提案理由

の説明を求めた。

議長 本案は一般職員の給与等もベースアップになりましたがそれに準じ議会議員の年報酬等の増額が各町村でも実施されつゝありますので本村に於てもこれを増額したく条例改正を提案した次才です。

才一番(萩原) 原案賛成石川議員も賛成と呼ぶ。

議長(金子) 只今原案賛成の声がありますので才一八號議案について裁決しますと述べれば、(全員賛成) 依つて原案可決を宣告す。

議長(金子) 以上で本日の議事全部を終了したのでこれにて閉会しますと述べた。時に午後三時三十分

多々良村

議長 岡部 馨

議長 只今より告示才三十號により招集された多々良村議会を開会致します。

次に会議録署名議員二名を議長において指名致したいと思いますですが御異議ありませんか。

(全員異議なし)

全員御賛成でありますから指名します。才十一番正田金藏、才十四番原久次郎の両氏を指名します。

次に会期を一日間と致したいと思いますですが御異議ありませんか。

(全員異議なし)

全員賛成でありますから会期を一日と決定します。

次に議案説明のため、村長原啓藏、助役熊倉善司、収入役川島彦作以上三氏の出席を求めます。

次にお諮りしますが議案才四十四號より議案才四十八號まで一括附議したいと思ひますが御異議ありませんか

(全員異議なし)

議長 全員賛成でありますから議案才四十四號より議案才四十八號まで一括附議しますと告げ書記に朗読させた。

村長さんの説明をお願いします。

村長 提案理由につき説明する。

議案才四十四號については一町七ヶ村を廃止して館林市を設置したいという事を知事に申請することです。理由としては只今書記が朗読した通りであります。

議案才四十五号については、今朗読したように村の財産をそのまま新市に引継ぐという事です。

多々良村の所有する全部の財産(権利義務一切)を館林市設置と同時に同市に引継ぎするわけです。

次の才四十六号については議会議員の任期を特例により昭和三十年三月三十一日まで在任できるようにきめることとあります。

議案才四十七号については只今書記が朗読したように館林市の建設計画を立てたわけです。この中で戸籍事務については法務局のお話しによれば原則として支所出張所では取扱わない方針である旨の話がありました。但し特別の事由があれば認可するという事とありますので関係村としては認可を取り支所で取扱う

方針であります。他の事は計画書通りであります。

次に議案才四十八号については才四十七号と関連がありまして、建設計画書以外の事項につき関係町村において先程朗読したように協定書を作製したわけです。

以上議案才四十四号より才四十八号まで簡単に説明申上げた次才ですが宜敷く御審議下さい。

議長 何か質問ありませんか。

才三番 協定書の中に大字成島とありますが成島は本村としては成島南部、成島北部と二字ありましてこれはどのようになりませうか。

村長 成島は番地が一番より全地域が全部通し番になつておりますから、之を変更するわけには行きません。区長さんの関係は別に変わりありません。

才三番 区長の制度に変わりなければよいのであります。

才十六番 私は原案を可とし直ちに決定議を望みます。

(全員賛成)

議長 只今才十六番説に全員賛成であります。本案は最も大切なこととありますので念のため裁決します。原案賛成の方は起立して下さい。

(全員起立)

全員賛成でありますから議案才四十四号より議案才四十八号は原案確定議と決定します。

議長 これにて本日の議案全部議了したので会議を閉る旨を宣告した。

(千時午後零時十二分)

渡 瀬 村

議長 開会を宣し議長席につく(千時午前十時)

これより告示才五号を以て招集した本村臨時村議会を開会いたします。会議に先立ち例によつて議事録署名員を指名する旨を述べ議場に諮つたところ異議がないので左の三名を指名した。

才十六番 五箇喜八、才一番 杉山国太郎、才二番 原丈七郎

議長 会期は本日一日といたしますが御異議ありませんかと議場に諮つたところ異議がないので一日と決定。

議長 では議題が関連しているので……才六号から才十号まで一括上程致したいと思ひますが御異議ありませんかと議場に諮つたところ異議がないので一括上程を宣告し、書記に命じて議案を朗読させた。

議長 提案者たる村長から提案理由を説明して貰います。

村長 議長の求めに応じて詳細に提案理由を説明した。

庶務(落合) 村長の説明の足らざる点について縷々追加説明した。

議長 質疑及び御意見等がありましたらどしどし御発表願ひます。

四番(谷津) 議案才十号の館林町外七ヶ村合併に伴う協定についてであるが、

一、議員定数及選出に関する事項の

1、関係町村議会議員は引続き昭和三十年三月三十一日まで在任する。となつてゐるが村長や、教育委員、農業委員

等が本年三月三十一日限りで退陣するのに、ひとり議會議員だけ一年間任期延長するのは妥当でない。この際いさぎよく辞任し、選挙に仍つて挙げられた新市會議員を以つて議会を運営するのが尤も賢明な策と考える。

十番(江田) 四番議員説に賛成である。

九番(木村) 併し大館林市建設の案件が山積しているのに議会に空白を作るのは面白くない。矢張り一ヶ年在任が適當である。

六番(荒井) 同じく議案才十号

3、議會議員一般選挙に当つては条例により小選挙区制を実施する。

とあるのは些か疑問がある。大選挙区制にして広く人材を求めるところを大館林市發展の爲に好結果を招来する所以ではないか？

十五番(谷津) 六番議員説も一応肯けるが将来はいさ知らず新館林市発足早々に於ては矢張り小選挙区制を布いて地区から必ず代表を送り議会に地区の声を反映させるのが良いと思う。

(賛成の声が多い)

六番(荒井) いろ／＼不満の点もあるが、いろ／＼文句をつけたらきりが無い。この辺で質疑応答を打切り表決を

願いたいと動議を提出した。

(賛成多数)

議長 六番議員説に対して所定の賛成がありましたので表決を致します。議案才六号から才十号まで原案通り賛成の方は起立を願います、

(起立全員)

議長 全員賛成なので採決を宣言した。

(千時午前十一時五十分)

事務局では一斉議決の結果、直ちに議事録をとり纏めて、県へ次の書類を提出した。

昭和二十九年二月二十三日

邑	樂	郡	館	林	町	長	太	田	為	治
〃	〃	〃	郷	谷	村	長	坂	村	輝	
〃	〃	〃	大	島	村	長	松	本	茂	平
〃	〃	〃	赤	羽	村	長	半	田	順	一
〃	〃	〃	六	郷	村	長	栗	原	平	三
〃	〃	〃	三	野	谷	村	長	岩	崎	喜
〃	〃	〃	多	々	良	村	長	原	啓	藏
〃	〃	〃	渡	瀬	村	長	家	富	朋	作

群馬県知事 北野重雄 殿

館林市図書館

(五八)

館林町、郷谷村、大島村、赤羽村、六郷村、三野谷村
多々良村、渡瀬村、を廃し館林市を設置する処分申請

邑楽郡館林町、郷谷村、大島村、赤羽村、六郷村、三野谷村、多々良村。渡瀬村を廃止その区域をもつて昭和二十九年四月一日を期し館林市を設置する処分の申請をすることにつき別紙のとおり議会の議決を経たので地方自治法第七条才一項の規定により関係書類を添えて申請いたします。

添付書類

- 一、廃置分合を必要とした理由（経緯の概要を含む）
- 二、新市町村名選定の理由及び役場の位置並びに位置決定の理由
- 三、議決書の写（議会の会議録の謄本共）
- 四、現況表
- 五、関係図面

廃置分合を必要とした理由

自治権確立のためにより強力な自治体が必要であり近時館林町を中心とする七ヶ村の発展は著しくその発展過程に於

て八ヶ町村の経済的、社会的、文化的要素は漸次融合しつゝあり現在すでにこれら地域の、一部は町村の境界を越えて一つの統合した社会領域を構成し従つてこれらの基盤の進展に即応して当該地域を包摂した一つの新しい行政単位（地方公共団体）を設置すべき行政措置が要請されるに至つた。

時あたかも町村合併促進法の施行に伴い群馬県試案の公表せらるゝや合併気運高調し急遽数次に亘り関係町村長、議會議員各階層の代表相寄り研究討議を重ねた結果この際一町七ヶ村の速かなる大同団結により強力な自治体を建設して住民恒久の福祉を増進すべきであるとの結論に達し夫々の町村に於て村民大会、部落座談会等を開きたるところいづれも熱心に且つ真剣に合併の速かなることを希求し関係町村議会は万場一致円満裡にこれを議決するに至つた。

新市名選定の理由及び役場の位置並びに位置決定の理由

一、新市名選定の理由

館林の名は商業都市、織物、観光の地として古くから著名であるので最も適切有意義な名称としてこれを踏襲し館林市とするものである。

一、新市役所の位置並びに位置決定の理由

左記に所在する現館林町役場を新市役所としても新市域の略中央に位し住民の利便環境ともに良好であり現状のあらゆる観点から慎重に考慮した結果決定されたものである。

記

館林町大字館林二、二九四番地（現館林町役場）

町村議事録抄本（略）

市となるべき要件（後掲）

（六〇）

第五章 躍進館林の姿

総理府告示才三百一号

市町村の廢置分合

地方自治法才七条才一項の規定により、昭和二十九年四月一日から、群馬県邑郡館林町、郷谷村、大島村、赤羽村、六郷村、三野谷村、多々良村及び渡瀬村を廢し、その区域をもつて、館林市を置く旨、群馬県知事から届出があつた。

昭和二十九年三月二十九日

内閣総理大臣 吉 田 茂

四月一日ついに館林市は誕生した。永い間の町村は廢止され、協同一致の新らしい村づくりが始まつたのである。最後に市となるべき要件の資料から、躍進新館林市の姿を描いてみよう。

市となるべき要件の資料

一、市とする理由

館林町は群馬県の東端、邑楽郡の中心都市として古くより發達し機業地として著名であり、つゞけケ岡、茂林寺等の観光地として知られるところである。

当地方の主要なる官衛会社工場は総て本町に施設せられ町住民の大部分は商工業を以て生業とし、戦後各業界の生産は上昇し、就中繊維工業の振展はめざましいものがあり将来本町の發展は期してまつべきものが多い。

本町は昭和十一年五月内務省告示才三〇五号を以て隣接郷谷村、赤羽村、六郷村、多々良村、渡瀬村を含め都市計画区域として指定せられ著々その形態を整えつゝあつた次才であるが今回更に三野谷村、大島村を加えた一町七ヶ村の大同團結が實現されるに及びこの機会に於て町民多年の懸案であつた市制を實施し商工取引等の対外的關係の急増に伴う対外信用を倍加し町の振展を図り、なお都市計画の實施によつて都市的形態を拡大して住民の文化水準を向上せしめんとするものである。

二、市名及びその選定理由並びに事務所的位置

1、市名 館林市

2、右選定の理由

商業都市、織物観光の地として知られているため。

3、事務所的位置

現館林町役場（群馬県邑楽郡館林町大字館林二、二九四番地）

（六一）

銀行	支店	前年度予算総額	市町		県税		国税		事業	
			一人当	納税額	一人当	納税額	一人当	納税額	ガス	電車
大生相	大生相	一六、〇四、八四	二、〇一一	一三、七六、三三	九六	五、四九、九四	一、九六八	二一〇、七九、三六	一	
日本相	日本相	七、四七、七二	二、四七	五、五〇、七四	一、九三	四、九六、一六	三、四七	八〇、八四、八五		
館林信用金庫	館林信用金庫	六、八二、一	一、九七四	〇八	六二	三、〇〇〇	一、〇八一	三、三三、七		
南支店	南支店	二、〇、六九	一、六四	〇〇〇	四七	三、二九	一、〇八一	七、六二、		
足利銀行	足利銀行	三、四七、	一、五四六	三五八	三六四	八七	一、〇六六	八、九六、		
才一銀行	才一銀行	二、二六六	二、二六六	二八五	二四	三九、六九	八八六	二、三三、		
群馬大同銀行	群馬大同銀行	八、五七、	一、五九六	〇六	一三	七九、七〇	六三二	三、三三、		
館林信用金庫	館林信用金庫	四、八七、	一、三三七	〇〇〇	一四	三六八、〇〇	六四五	二、一五、		
館林支店	館林支店	七、九七、	二、二八七	八五四	七	二四八、〇三	五九八	三、〇七、		

公營	施設	文化	以上	中学校	署													
					水道	公会堂	博物館	図書館	大学	高等学校	中学校	統計調査事務所	農業改良普及事務所	食糧事務所	労政事務所	蚕業技術指導所	専売公社出張所	土木出張所
					新館林市	一	二		一		四	八						
					館林町	一	一		一		二	一						
					郷谷村							一						
					六郷村							一						
					多々良村						一	一						
					大島村						一	一						
					赤羽村							一						
					三野谷村							一						
					渡瀬村							一						

ラジ オ 聴 取 戸 数	電 話 加 入 数	電 信		郵 便 局 種 類 等 級 別 数
		受 信	発 信	
10,047	94	23	84	簡 易 局
4,977	75	7	6	無 集 配 特 定 局
1,951	5			集 配 特 定 局
1,260	70			普 通 局
1,344	10	3	2	
3,877	15	2	1	
7,961	30	10	5	
4,931	2			
4,651	5			

地方自治法才八条才一項才四号の規定による都市的施設
その他の都市としての要件に関する条列事項

市となるべき普通地方公共団体は地方自治法才八条才一項才一号乃至才三号に定めるもの、外左に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一、地方事務所、税務署、公共職業安定所、労政事務所、国家地方警察署等の官公署が五以上設けられていること。
- 呂楽地方事務所 館林 税 務 署 館林 公共職業安定所
- 館林 労政事務所 呂楽地区警察署 館林 保 健 所

呂楽 労働基準監督署

前橋地方事務局館林出張所

群馬食糧事務所呂楽支所

館林 電報電話局

館林 郵 便 局

館林 谷越 郵便局

館林 内伴木 郵便局

多々良 郵 便 局

赤羽 郵 便 局

大島 郵 便 局

郷谷 簡易郵便局

呂楽 蚕業技術指導所

館林 土木出張所

館林 家畜保健衛生所

呂楽郡中部地区農業改良普及事務所

館林 簡易裁判所

館林 区 検 察 庁

高崎地方専売局館林出張所

農林省群馬統計調査事務所呂楽出張所

二、学校教育法才四章に規定する高等学校又は同法才九八条才一項の規定による中学校が二以上設けられていること。

県立館林高等学校、県立館林女子高等学校、関東短期大学

三、公私立の図書館公会堂又は公園等の文化施設を二以上存すること。

館林図書館、館林公民館、三の丸公園、尾曳公園、善導寺公園、三角公園、渡瀬公民館

四、公営又は私営の上水道、下水道、じんかい処理場等の施設が設けられていること。

上水道、館林じんかい処理場

五、軌道、バス等の交通施設が整備していること。

1、軌道・東武鉄道 伊勢崎-浅草線 館林-小泉線 館林-佐野線

2、バス・東武自動車 赤岩線、足利線、太田線、小泉線、古河線、熊谷線、柳生線、藤岡線

・関東バス 佐野線

六、銀行会社工場等が相当数あること。

(事業内容)	(資本金)	(会社工場名)
金 融 業	三〇〇,〇〇〇千円	群馬大同銀行館林支店
〃	三〇〇,〇〇〇	足利銀行館林支店
〃	一,〇五〇,〇〇〇	才一銀行館林支店
〃	一,一〇〇,〇〇〇	日本相互銀行館林支店
〃	一〇〇,〇〇〇	大生相互銀行館林支店
製 粉 業	五,一四九	館 林 信 用 金 庫
運 送 業	八〇〇,〇〇〇	日清製粉株式会社館林工場
電 力 供 給 業	七,〇〇〇	東武通運株式会社館林支店
軌 道 業	八,七六〇,〇〇〇	東京電力株式会社館林営業所
醬 油 釀 造 業	八〇〇,〇〇〇	東武鉄道株式会社館林駅
石 油 販 売 業	一〇,〇〇〇	正田醤油株式会社
製 糸 業	八〇,〇〇〇	スタンダードヴァキニウムオイルカムパニー館林油槽所
		神戸生糸株式会社館林工場

飼 料 製 造 業	一〇,〇〇〇	中外興業株式会社館林工場
電 気 工 事 業	二五,〇〇〇	関東電気工事株式会社館林出張所
石 炭 販 売 業	六,〇〇〇	常磐炭鉱群馬販売株式会社館林出張所
保 險 業	一五〇,〇〇〇	日新火災海上保険株式会社館林事務所
乳 製 品 製 造 業	四,〇〇〇	森永乳業株式会社多々良工場
毛 織 物 製 造 業	五,〇〇〇	宮田毛織株式会社
〃	五,〇〇〇	中島毛織株式会社
〃	五,〇〇〇	新興毛織株式会社
衣 料 品 販 売 業	五,〇〇〇	株式会社麻屋商店
建 築 業	五,〇〇〇	株式会社小川建設館林出張所
肥 料 販 売 業	五,〇〇〇	昭和商事株式会社館林営業所

七、病院診療所等が相当数あること。

(病院名)	(数)	(ベット数)
邑 楽 厚 生 病 院		六七
莊 司 病 院		三六
館 林 伝 染 病 院		三〇

八、劇場映画館等の施設を二以上有すること。

館林 大映画劇場

館林 クラブ

館林 キネマ

九、都市計画事業が施行されていること及び主要幹線街路の舗装と街路施設があること。

1、都市計画区域指定(昭和十一年五月九日内務省告示三〇五号)

館林町 郷谷村 赤羽村 六郷村 多々良村 渡瀬村

2、街路舗装状況

県道	館林 佐野線	中員八、二米	延長六九四、〇米	本舗装
	前橋 館林線	〃 九、〇米	〃 八三二、〇米	〃
	境 館林線	〃 八、〇米	〃 九四〇、〇米	〃
	館林 藤岡線	〃 七、九米	〃 九〇七、五米	〃
	館林 停車場線	〃 九、二米	〃 四一〇、〇米	〃
	館林 忍線	〃 九、七米	〃 六五九、〇米	〃
	利島 館林線	〃 九、〇米	〃 三九四、七米	〃

計 四、八三七二米

平積四一、七〇四四平方米

3、街路施設の整備状況

館林停車場線人車道区分両側八七米

街路樹五〇本

商店街ネオン五〇燈設置

五号道路並木植樹

その他

1、住民の担税力及びその町村の財政状況が充分であること。

国	税	一人当	一、九六八円	昭和二十七年
県	税	〃	九二六円	
町	村	税	〃	一、〇二二円
	固定資産評価額	(土地家屋)	〃	四四、三五七円
	基準財政需要額		一五一、九六四、〇〇円	
	歳出予算額		一六九、〇一四、八〇四円	

昭和二十九年四月五日印刷
昭和二十九年四月十日發行

館林町村合併記念誌

【非売品】

館林市大字館林二、二九四

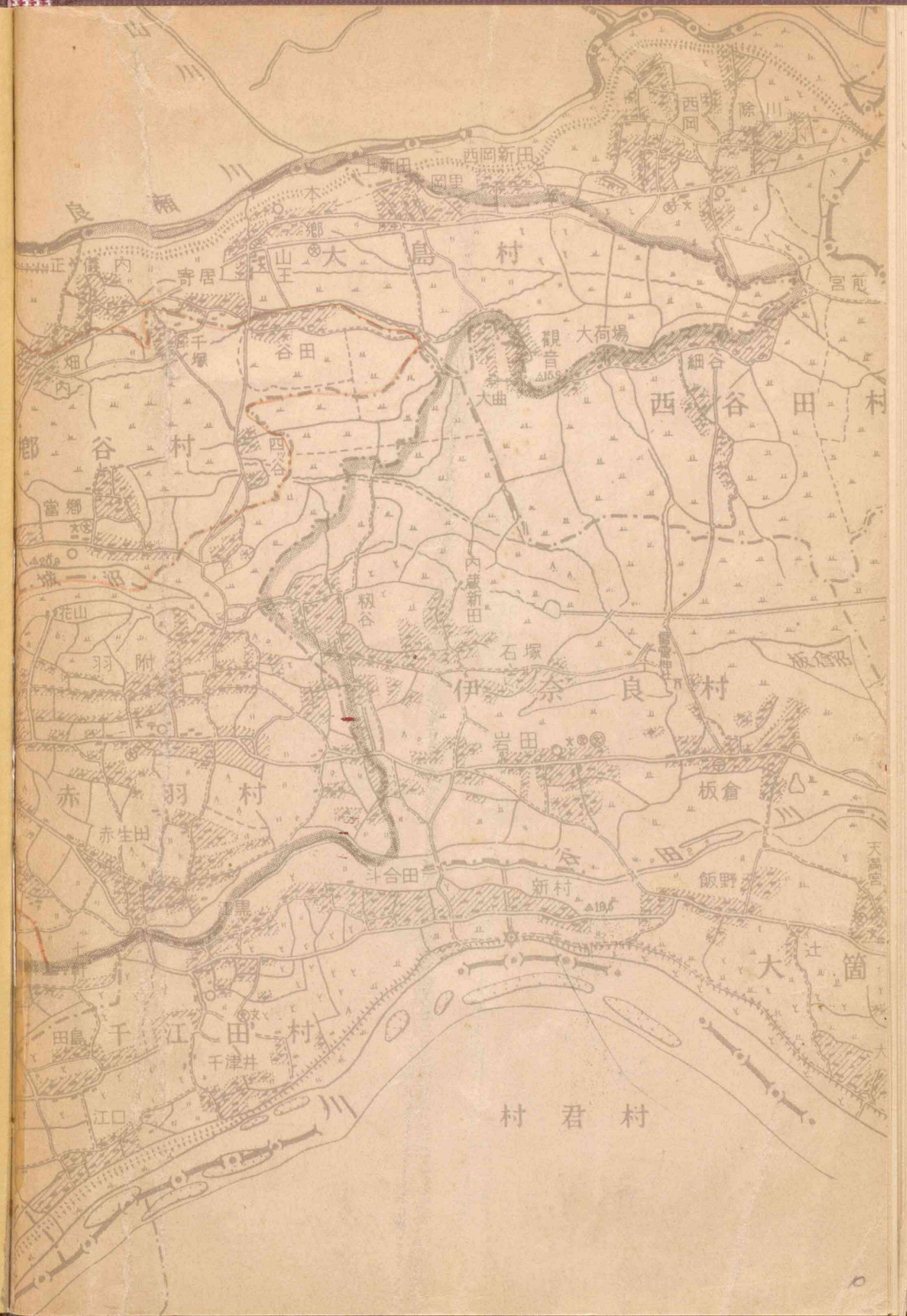
発行所

館林市役所

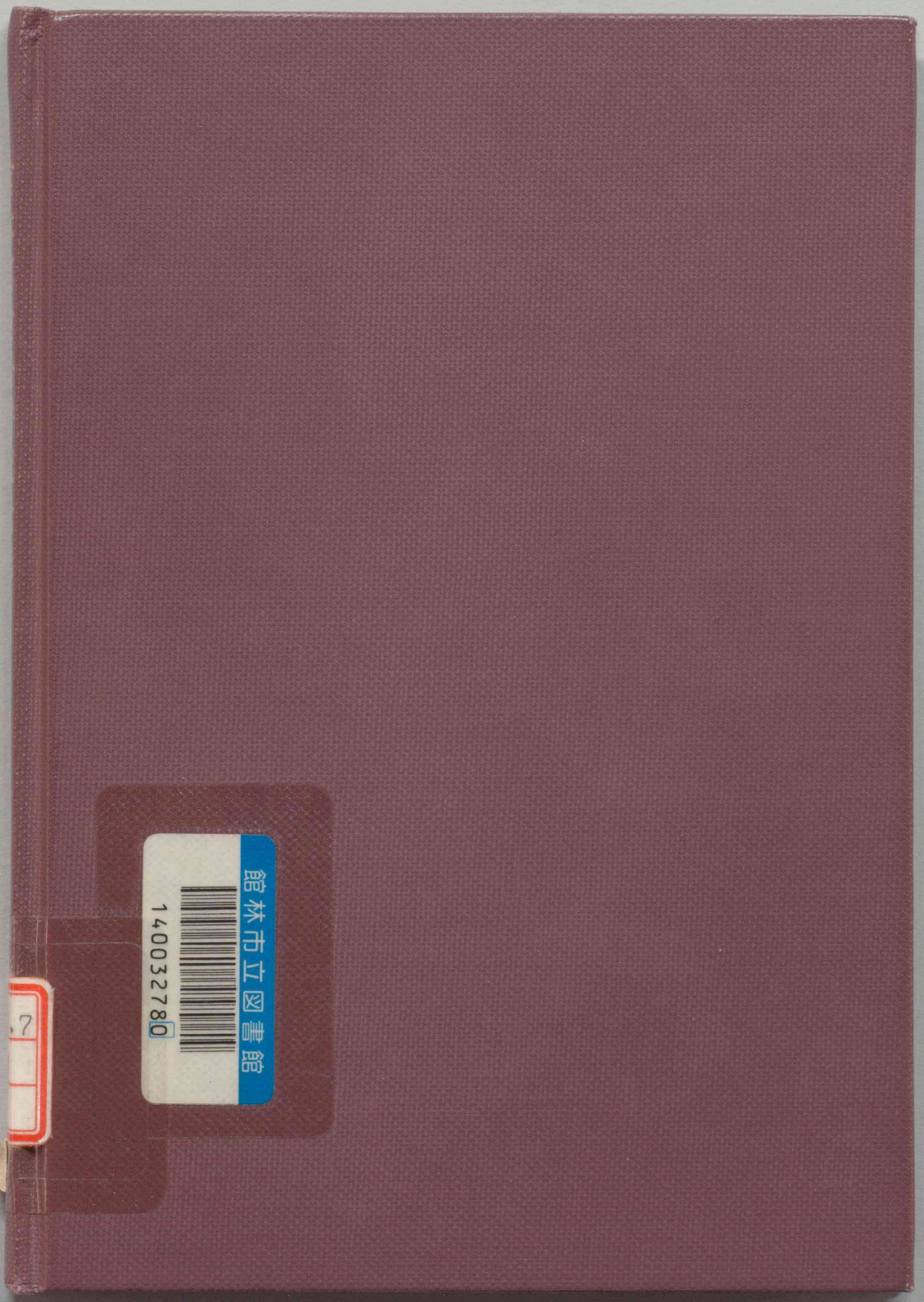
館林市大字館林二、六二三

印刷所

曾我印刷所







館林市立図書館



140032780

7